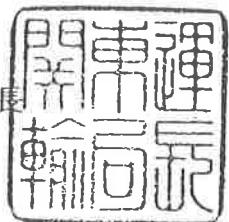




関企交第 13 号
関鉄計第 33 号
関自旅一第 320 号
関自旅二第 478 号
平成 25 年 5 月 31 日

寄居町地域公共交通活性化協議会会長 殿

関東運輸局長



平成 25 年度 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

標記について、地域公共交通確保維持改善実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け、国総計第 5 号、国鉄財第 4 号、国鉄業第 4 号、国自旅第 20 号、国海内第 8 号、国空環第 5 号）6.（2）の規定に基づき、地域公共交通確保維持改善に係る二次評価を実施しましたので、同要領 6.（1）の規定に基づき評価結果を通知します。

協議会においては、必要に応じて生活交通ネットワーク計画等を見直し、評価結果を同計画に反映されたい。

地域公共交通確保改善事業・事業評価(地域公共交通調査事業等)

(別紙2)

平成25年4月22日

協議会・構成員 寄居町地域公共交通活性化協議会

会長:白川充(寄居町副町長)

構成員:タクシー事業者、貸切バス事業者、埼玉県タクシー協会、タクシー事業運転者代表、住民代表、関東運輸局埼玉運輸支局、埼玉県企画財政部、熊谷県土整備事務所、寄居警察署、学識経験者、東秩父村総務課、寄居町総務課、寄居町商業観光振興課

事務局:寄居町企画課

事業名	調査事業の結果概要	調査事業実施の適切性	生活交通ネットワーク計画等の計画策定に向けた方針
寄居町地域公共交通総合連携計画(生活ネットワーク計画)検討調査事業	<p>・町内の公共交通の現状及び利用状況等の基礎調査を実施するとともに交通不便地域等の抽出を行い、課題の整理を行った。</p> <p>・アンケート調査(2千世帯、回収率36.4%)を実施し、日常生活における外出目的・頻度・手段、公共交通に対する需要を把握し、課題を抽出するとともに、当該課題に対する対応策の検討を行つた。</p> <p>・新たな運行手法であるデマンド方式による実証調査(2箇月間)を実施し、調査結果を分析することにより本町に適した運行手法であるか否か等の検討を行つた。</p>	A	<p>寄居町地域公共交通総合連携計画(生活ネットワーク計画)の策定あるいは、地域内ファーダー系統確保維持事業(含む)の実施に向け必要な調査を実施することができた。</p> <p>＜補助申請を行う補助対象事業名＞ 地域内ファーダー系統確保維持事業 ＜事業内容＞ 町内全域でデマンド型乗合タクシーの運行を実施する。 ＜実施時期等＞ 平成25年4月1日</p>

【各評価項目の評価基準】

事業実施の適切性

A…事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されている。
B…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点がある。(一部実施されない見込み)。

C…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかつた(実施されない見込み)。

【東運輸局における二次評価結果】

本調査事業において、公共交通による交通不便地域の抽出、アンケート調査による公共交通に対する潜的な需要の把握、実証調査による運行形態の検討したことから、今後は、実証調査で収集した利用者の声だけではなく利用者以外の声についても調査分析するなど、に、継続的な利用実績データ等を分析・検証し、必要に応じて計画・目標の見直しを行ななど、持続可能な交通体系の確立に向けて取組むことを期待する。

なお、平成25年度地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会における委員による以下の助言は、今後の取組みを行う上で必要な觀点であり、考慮されたい。

- 公共交通に対する潜的な需要の把握、実証調査による運行形態の検討したこことから、今後は、実証調査で設定した目標に対してここまで達成できたといふことが重要。日々のデータの記録とその考察が評価に繋がる。(データは基本であり、サンプリングでもよい。)
- 路線や地域ごとに運行する目的や対象を明確にするべき。
- 事業者、自治体、運輸支局(運輸局)の連携や役割分担を行なうべき。
- 必要に応じて学識経験者にアドバイスを求めるべき。